

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第5部門第1区分

【発行日】平成25年7月4日(2013.7.4)

【公表番号】特表2010-514981(P2010-514981A)

【公表日】平成22年5月6日(2010.5.6)

【年通号数】公開・登録公報2010-018

【出願番号】特願2009-543977(P2009-543977)

【国際特許分類】

F 0 2 C	3/05	(2006.01)
F 0 1 D	1/08	(2006.01)
F 0 2 C	3/22	(2006.01)
F 0 2 C	3/14	(2006.01)
F 0 2 C	7/16	(2006.01)
F 0 1 K	25/00	(2006.01)
F 0 1 K	23/10	(2006.01)
C 0 1 B	3/48	(2006.01)
B 0 1 J	23/86	(2006.01)

【F I】

F 0 2 C	3/05	
F 0 1 D	1/08	
F 0 2 C	3/22	
F 0 2 C	3/14	
F 0 2 C	7/16	
F 0 1 K	25/00	B
F 0 1 K	23/10	T
C 0 1 B	3/48	
B 0 1 J	23/86	M

【誤訳訂正書】

【提出日】平成25年5月10日(2013.5.10)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0025

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0025】

スリップチャンバ409と熱交換器420との間に、及び／又は、蒸気スリップチャンバ417と蒸気タービン418との間に、ターボチャージャ(図示せず)を据え付けることも可能であり、そこでは、新しいターボチャージャ内の加圧流体／蒸気は、熱交換器及び凝縮器420を介して伝えられ得る新しい流体を圧縮し、そこでは、流体内の水分は、乾燥した冷たい新しい流体が独自のスリップチャンバ(図示せず)又は類似物を通じて入口通路405又は噴射機ノズル422のいずれかに方向付けられるようさらに加圧される前に、分離される426。同様に、それは軸方向タービン410又は蒸気タービン418のいずれかの上で流体タービン充電器／圧縮器に接続されることができるし、或いは、それはシャフト入口405に並びにシャフト入口から接続されることができ、その場合には、最後に述べたものはガスタービンのようであり、そこでは、本発明装置は、軸方向圧縮器と拡張タービンとの間にある。その場合には、燃焼室及び膨張室は、上昇通路407と類似する。